沖看大規程第９－10号

公立大学法人沖縄県立看護大学　研究不正防止計画推進委員会規程

制　定　日：令和４年４月１日

（設置）

第１条　公立大学法人沖縄県立看護大学（以下「本学」という。）に研究上の不正及び公的研究費の不正使用防止を図るため、公立大学法人沖縄県立看護大学研究不正防止計画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（調査審議事項）

第２条　委員会は、次に掲げる事項について、専門的に調査審議する。

⑴　研究上の不正防止に関すること

⑵　公的研究費の不正使用防止に関すること

⑶　研究倫理の向上に関すること

⑷　研究上の不正防止を図るために必要な活動に関すること

（委員会の組織）

第３条　委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

⑴　最高管理責任者（学長）

⑵　統括管理責任者（看護学部長）

⑶　コンプライアンス推進責任者（事務局長）

⑷　研究倫理教育責任者

⑸　経理事務責任者（総務課長）

⑹　その他学長が必要と認める者

（委員長）

第４条　委員会に委員長を置き、学長がこれに当たる。

２　委員長は会務を総理する。

３　委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは統括管理責任者（学部長）がその職務を行う。

（会議）

第５条　委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

２　委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

３　委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（意見の聴取）

第６条　委員会が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

（庶務）

第７条　委員会の庶務は、総務課において処理する。

（雑則）

第８条　この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附　則

この規程は令和４年４月１日から施行する。